

鳥取県告示第 474 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 24 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
108	岡田 照一郎	八頭郡智頭町大字西谷 507	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	岡田昭一郎苗畑	八頭郡智頭町大字西谷
117	本田 雪枝	八頭郡智頭町大字穂見 136	〃	本田雪枝苗畑	八頭郡智頭町大字穂見
124	三ツ星 正栄	八頭郡智頭町大字穂見 166	〃	三ツ星正栄苗畑	八頭郡智頭町大字穂見
129	谷口 初枝	八頭郡智頭町大字穂見 185	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	谷口初枝苗畑	八頭郡智頭町大字穂見
134	武田 美声	八頭郡智頭町大字芦津 858	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	武田美声苗畑	八頭郡智頭町大字芦津
151	若桜町森林組合	八頭郡若桜町大字若桜 998-2	〃	若桜町森林組合苗畑	八頭郡八頭町大呂並びに若桜町中原、糸白見、来見野、大野及び小船
156	用瀬町森林組合	鳥取市用瀬町用瀬 486-1	〃	用瀬町森林組合苗畑	鳥取市用瀬町美成、赤波、樟原及び屋住